

キャッシュレス・ポイント還元 事業をご活用ください!

中小・小企業事業者の
登録受付中

キャッシュレス・ポイント還元事業は、消費税率引上げ後の消費喚起とキャッシュレス推進の観点から、10月1日から2020年6月末までの9か月間実施される中小・小規模事業者向けの支援制度です。対象となる中小・小規模店舗は、キャッシュレス化するに当たり、決済手数料補助、端末補助などの支援が受けられます。また、キャッシュレスで支払った消費者へのポイント還元の原資も国が負担します。

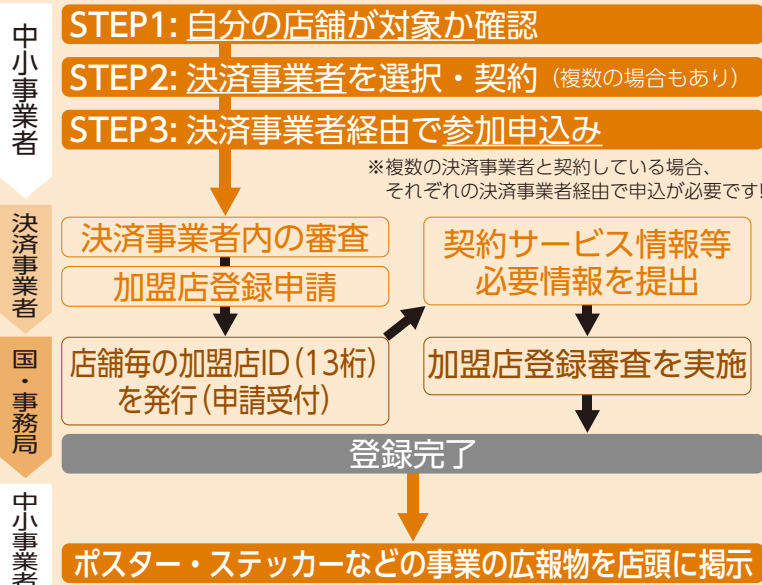
<事業参加までの流れ>

中小店舗の本事業への参加申込みなどの手続きは、キャッシュレス決済事業者経由で実施します。

中小店舗は、本事業の対象となる場合は、選択した決済事業者経由で参加を申込み（登録申請）。登録が完了したら送付されてくるポスターやステッカーなどを店頭に掲示し準備は完了。



事業参加までのステップ



<対象になるか確認>

本事業において 対象となる中小・小規模店舗の条件等は、以下のとおりです。

対象となる中小・小規模事業者の主な条件

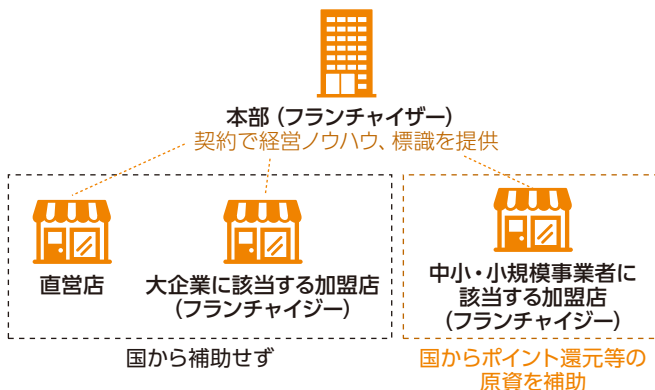
会社及び個人事業主の場合

業種分類	資本金の額 又は出資の総額	又は	常時使用する 従業員の数
製造業 その他	3億円以下		300人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
小売業	5000万円以下		50人以下
サービス業	5000万円以下		100人以下

上記を満たしていても、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小・小規模事業者は補助の対象外（租税特別措置法で本年4月から同様の措置が適用）。

対象となる中小・小規模事業者の主な条件

フランチャイズチェーン等については、中小・小規模事業者に該当する加盟店についてのみ、国からポイント還元等（2%分）の原資を補助（端末補助・手数料補助はなし）。



【実施期間】 2019年10月1日～2020年6月30日

お問合せ

ポイント還元窓口 中小・小規模事業者向け
TEL : 0570-000655 受付時間：平日10時00分～18時00分
HP : <https://cashless.go.jp/>

